

第23回教育委員会（定）

開会日時 平成28年 12月 8日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時30分
開会場所 教育委員会室

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	上 野 広 治

出席事務局職員

事務局次長	寺 西 幸 雄	地域教育力担当部長	松 田 玲 子
教育総務課長	木 曾 博	学務課長	三 浦 康 之
生涯学習課長	浅 賀 俊 之	指導室長	栗 原 健
教育援センター所長	新 井 陽 子	新しい学校づくり課長	佐 藤 隆 行
学校配置調整担当課長	水 野 博 史	施設整備担当副参事	荒 張 寿 典
中央図書館長	荒 井 和 子		

署名委員

教育長

委員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。

本日は、4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまから平成28年第23回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育総務課長、三浦学務課長、浅賀生涯学習課長、栗原指導室長、新井教育支援センター所長、佐藤新しい学校づくり課長、水野学校配置調整担当課長、荒張施設整備担当副参事、荒井中央図書館長、以上11名でございます。

なお、石橋地域教育力推進課長は、所用のため欠席させていただきます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、上野委員にお願いいたします。

本日の委員会は、1名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第53号 区議会提出議案及び意見の聴取について

1. 東京都板橋区長及び副区長の給料に関する条例及び東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁済に関する条例の一部を改正する条例

(教育総務課)

2. 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(教育総務課)

教 育 長 日程第一 議案第53号「区議会提出議案及び意見の聴取について」は、平成28年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、議会に提出する前である本日の教育委員会において、公開で審議を行う場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理いたします。

○報告事項

1. 平成28年第3回区議会定例会（10月）決算審査特別委員会総括質問答弁要旨（教育委員会関係）

(資料・次長)

教 育 長 続きまして、報告事項を聴取します。報告1「平成28年第3回区議会定例会（10月）決算審査特別委員会総括質問答弁要旨」について、次長から報告願

ます。

次 長 それでは、資料をご覧いただきたいと思います。

平成28年第3回区議会定例会決算審査特別委員会における総括質問答弁要旨でございます。

10月24、25、26の三日間、開催されました。

まず、1ページ目でございますが、自民党の坂本あずま議員からのご質問でございます。

家庭学習等にかかわって、教育支援センターの成果と実績についてというご質問でございます。5の(1)の②のところでございます。

まず、平成27年4月に教育支援センターがオープンいたしまして、教職員向けの研修は、前年度と比較いたしまして約1,000名増加し、3,373名の参加、それから心理・言語の相談も約1,000件増加いたしまして、6,918件であったということをご報告いたしました。

研究・研修を通して家庭を支援するとともに、心理や言語の相談件数が増加していることから、家庭へのかかわりは拡充してきているという認識をお示したところでございます。

続きまして、2ページ目、同じく自民党の大野はるひこ議員でございます。

2の廃止施設と公共施設の再編整備についてで、旧向原職員住宅についてのご質問でございます。こちらの向原住宅は、今後、改築いたします向原中学校の隣の敷地に建っているものでございます。

今後の活用予定というところでは、向原中学校と統合する新たな上板橋第二中学校の建設工事の際に、旧向原職員住宅の建物を解体・除却し、校地の敷地とする予定であるということと、工事の際、向原住宅の建物の解体は向原中学校の解体に合わせて実施することになる。事故のないように適切に管理していきたいとご説明をしております。

続きまして、4ページですが、公明党のしば佳代子議員でございます。

3番、教育についてということで、様々、ご質問がございましたが、中学生の英検受講料の補助についてというご質問でございました。

板橋区では、中学校卒業までに英検3級程度の力を身につけさせることを目標としております。

年3回開催されております実用英語検定については、多くの区立中学生が受験しているところでございます。実用英語検定の受験料の助成については、財政上の課題や対象者、実施時期などについて検討していきたいとお答えしております。

続きまして、6ページで、同じく公明党のなんば英一議員でございます。

質問は7ページのところでございます。

子ども・若者計画ということで、(2)の施策と事業について、①基本方針1についてのところで、エのところでは、スポーツプレーヤー、オリンピックの出前講座の活用についてというご質問でございました。

現在、区立全学校園で、オリンピック・パラリンピック教育に取り組んでいるところがございますが、オリンピック等を招くことを含めた様々な取り組みを推進してございます。

具体的には、第1期板橋スポーツ大使であります、ロンドンオリンピックメダリストの加藤ゆかさんを初め、パルセロナオリンピックメダリストの体操選手、ロンドンオリンピックに出場したシンクロナイズドスイミングの選手を招いた出前講座などを既に1園7校で実施しているところがございます。

今後、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックに出場した選手などの出前講座を予定している学校も、現在のところ16校ありまして、2020年に向けた取り組みを強化していきたいと考えて取り組みを推進しているところがございます。

続きまして、9ページです。

共産党の荒川なお議員でございます。

こちらは中央図書館の建設についてということで、住民の理解の状況、また、今後の説明会の開催予定等についてご質問がございました。

答弁ですが、今年度に入ってから区民との意見交換会を既に4回開催しておりますが、参加者からは、区民ニーズを反映した、平和公園、図書館の双方の魅力を高めるよい図書館を早期に建設してほしいなどの建設に向けての前向きなご意見が広がってきていると考えております。

昨年度の状況に比べて、住民の方々の、平和公園への移転改築の認識と理解は徐々に深まってきていると認識してございます。

また、住民説明会、懇談会の開催についてでございますが、平和公園の建設場所については、候補地を複数案示し、区民からの意見を踏まえて検討を進めておりまして、決定につなげていく予定であり、施設の概要等の検討状況についても、住民説明会、区民との意見交換会、区民懇談会等、適宜、報告し、区民からの意見を伺いながら検討を進めていきたいとお答えしてございます。

続きまして、11ページです。

共産党のかなざき文子議員でございます。

こちらは、いたばし魅力ある学校づくりプランの現状ということで、板橋第九小にかかわる統廃合にかかわるご質問がございました。

適正規模に関連いたしまして、②のところで、学校規模に合わせた学級数、児童数についてということで、これは以前からも出ておりますWHOの指摘ということでご質問がございました。

答弁ですが、WHOの100人を上回らない規模が望ましいとする件につきましては、教育委員会として色々調べているところがございますが、確認ができていない状況にあります。

板橋区においても、教育上望ましい規模を12から18学級と設定しているところがございますので、これで対応していきたいとご説明してございます。

また、次のページでございますが、12ページです。

当該学校の通学区域に住む住民基本台帳の数と学級編制の数、あるいは、今後、

教室が不足するのではないかというようなご質問でございました。

まず、平成28年5月1日現在、板橋第九小の通学区域にお住まいの1年生は39人、同様に板橋第一小学校が59人、中根橋小が59人となっている状況でございます。

板橋区における新1年生の入学の状況は、国立、私立、特別支援学校、特別支援学級等に入学する児童を除きますと、おおむね住民基本台帳の数の95%でありますので、小学校1、2年生の35人学級、それから3年生以上の40人学級の編制基準をもとに考えると、3校で全て6学年とも2学級以上の12学級以上となることは難しいと見込んでいるとお答えしてございます。

また、板一小が教室不足になる可能性があるのではないかということでございますが、板橋第九小の通学区域はこれから検討することになります。必ずしも全てが板一小の通学区域になるわけではございませんので、教室不足には至らないと考えているとお答えしてございます。

これについては、もう既に統合準備会で板九小の通学区域を中根橋、弥生小、板八小、板一小に分けるという案で説明をしているところでございます。

続きまして、13ページ。市民の五十嵐やす子議員でございます。

こちらは学校における制服についての保護者負担の軽減をということで、ワイシャツの指定、標準服、あるいは体操着、あるいは柔道着等についてご質問がございました。

いずれにしても、保護者の負担軽減につながるよう、学校間で標準服に関する情報交換等を積極的につなげていくとともに、色々な取り組みをしていきたいとお答えしてございます。

続きまして、15ページです。

同じく市民の長瀬達也議員でございます。

こちらは、老朽建築物等の対策ということに焦点を当てまして、通学路危険箇所の把握についてのご質問、あるいは対策についてのご質問でございました。

各学校では、児童・生徒、保護者への情報提供は朝礼等を通じてお知らせするほか、授業でまちに出て安全マップを作製したり、引き渡し訓練の際に親子で通学路の安全を確認したりするなど、把握しているところでございます。

今後もさらなる安全に向けて特に重要だと思っているのが、自ら危険を回避する力を身につけるための安全教育ということで、それを充実させていくとともに、危険箇所の日常的な把握、安全な通学路の設定、緊急時の対応について、学校・地域・家庭・区で協力して対応していきたいとお答えしてございます。

続きまして、同じく15ページですが、民進党の中妻じょうた議員でございます。質問の方は16ページになります。

教育についてということで、(1)小学校英語教育の教科化とプログラミング教育についての対応についてご質問がございました。

小学校の英語の教科化については、文部科学省が32年度から全面実施を示しているところでございますが、東京都では、平成30年度から都内公立小学校で先行実施できるよう、英語教育推進地域における研究や英語教育推進リーダーの

配置など、小学校英語の教科化に向けて支援を進めているところでございます。

板橋区でも、平成32年度からの小学校第5、第6学年で英語の教科化の全面実施に向けまして、国や都の動向を踏まえ、教員の資質向上や指導力育成に努めているところでございます。

また、プログラミング教育では、子どもたちにコンピューターに意図した処理を行うよう指示することができるようにすることを体験させながら、時代を超えて必要となる資質・能力を発達の段階に即して身につけていくことが求められていると考えておりますので、本区でも文部科学省や東京都の方針を踏まえ、適切に対応していきたいとお答えしてございます。

以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

上 野 委 員 非常に作業が大変だと思うのですが、いつも拝見していて、例えば先ほどの中で英検のあの辺は、1つとしては23区内、東京都そのもののデータというものを取り寄せるということは大変なのかもしれないのですが、ほかの区はどうなのですか。

教 育 長 分かりますか。

次 長 今は詳細なデータは手元にないようですが、ほかの区も調べています。

上 野 委 員 やはり調べているのですね。

次 長 実施している区もございます。そういう区の状況や、板橋の状況を見ながら検討していきたいということで、財政当局とも掛け合って予算化していくということになるかと思いますが、一律に満遍なくやるとなると、やはり多額の経費がかかりますので、他の施策との選択ということになってくるのかなと思っています。

上 野 委 員 多分、その辺で、ほかと合わせる必要はないと思うのですが、優先順位が決まってくるかなと思うので、また何か参考があれば、私は出す必要はないというような認識です。

個人の資格ですので、やはり何度もチャンスはあると思いますし、3級、2級の問題も含めて、どこまで伸ばせるかということかもしれませんけれども。周りに合わせる必要はないと思うのですが、余りにも板橋区だけやっていないというところがあると問題はあると思いますし、逆に、板橋区だけがやっているというところも必要かと思うので、優先順位をつくるためにも、よそとの比較というのが、特に議員の先生方の言っている状況を見ますと、優先順位はなかなかつけがたいのではないかなと思うんですよね。

次 長 板橋区では、先ほどもご説明したように、英検3級というのを1つの目標にしておりますので、受験料が負担になることが障がいになっているお子さんがいるのだとすると、やはりその対応をしていかないといけないのかなと思っております。

他区の状況も含めて、改めてご報告したいと思います。

上野委員 あと、私のところの管轄になると思うのですがけれども、オリンピック教育のところ、オリンピックの出前、加藤ゆかさんでやられていると思うのですがけれども、ほとんどいつもこういう状況で縦割りなので、幾らでも活用していただければ。

私のところにはほとんど来ないので、こういう話は、いまひとつ。

ほとんど北区に所在があるのですがけれども、住んでいるのは板橋区という状況なので、そのネットワークを活用すれば、もう少しできるのではないかと思いますけれども。

次 長 学校からの要望もあると思いますので、その辺はまた集約して、ご協力をお願いできるものがあればお願いしたいと思います。

上野委員 ありがとうございます。

教 育 長 ありがとうございます。
そのほかは、いかがでしょうか。

高野委員 私は、最初の坂本あずまお議員のところなのですがけれども、教育ICT化のタブレットについてということで、最近、中台中や高島三中に行ったときに、英語の授業ですとか、数学の授業、それから体育の授業などでタブレットを有効に使っている場面をたくさん見てまいりました。

当初、配置されるときに、体育館の場合、無線LANの問題が中学校でも心配されているところがあったのですがけれども、9月から運用していて、そういったことに問題がないのかどうなのかということも1点伺いたいのと、それから、あとはもう1つ、最後の中妻じょうた議員のところなのですがけれども、小学校の英語教育についてとか、道徳についてとか、こういった国などの動向についてのご質問だったので、先日の第22回教育委員会臨時会の開かれた教育委員会での保護者懇談会のグループ懇談の中で、教育委員会からそういった情報について直に聞くことができ本当によかったという声をいただいております。

また、グループでの話し合いの中でアクティブ・ラーニングについてのご意見も出たのですがけれども、私たちもそうなのですが、アクティブ・ラーニングについてしっかりと理解しているかということでは、なかなか一般の保護者の方にはそういう点の情報が行き届いてないのかなというようなことも感じました。

ですから、教育懇談会ですとかPTAの研修会などで、教育委員会からもそう

いったことについて情報発信をしていただくことができれば、保護者の方たちにもより深く理解していただけるのではないかと感じました。

教育支援センター所長 教育支援センターからは、ICTのことについてお話しいたします。
ここにございますように、タブレット型パソコン45台をパソコン室のパソコン交換に伴って納入したものです。
タブレット型で移動して使えることから、無線LANのアクセスポイント移動できるものを3組、それから固定式のものをパソコン室と、それから体育館、それからもう1つ、学校の要望に応じてセットした次第です。
このことについては、学校からは何もマイナスのご意見等は出ておりません。
逆に、タブレットにしたということについて、着脱式で便利だという反面、技術科教員から、少しキーボードが使いづらいという声は聞いております。
以上でございます。

教 育 長 その件ですけれども、私も、先日、高島第三中学校の授業を見ていたのですが、女子が道場で柔道をやっていたのですけれども、受け身の部分をタブレットでお互いに撮り合いながら、タブレットで写し合いながら、自分の受け身がどうなのかというのを見ていたんですね。
まさにフィットした、つまり話し合いではなかなか分からないところを、画面を見ながら学び合うという姿を見て、非常にタブレットの効果が現れているなどということを感じました。
では、2点目の方はどうでしょうか。

指 導 室 長 情報発信というところですが、これについては、様々なところで、まずは各学校の取り組みについては各学校が積極的に発信していくことであり、ホームページも活用しながら、どんな取り組みをしているかということは、保護者の方が、また区民の方がより見やすい形で、長い文章ではない形の発信というのを工夫していきたいと考えています。

高 野 委 員 先日のグループの話し合いで、文字による情報だと誤解もあるのかなというようなことを感じました。参加者の方が青木先生のお話を聞くことができよかったと何度もおっしゃっていましたので、やはりそういう生の声で情報を伝えていくことがとても大事ななと思いました。

教育総務課長 教育委員会と保護者との懇談会、「身近な教育委員会」と実施していく中で、子どもは区民や保護者との交流に関するノウハウみたいなものが蓄積されてきていると思っています。そのような経験値を生かしてよりよいものにしていきたいと考えていますので、ご意見をお願いします。

教 育 長 実は小学校、中学校のPTAの連合会から、嬉しいことにお呼びがかかって、

話をしてくれということですので、早速、今、アクティブ・ラーニングについては少し私も話したいと思っているのですが、指導室長が非常にパワーポイントを上手につくっているのも、ぜひ、そういったものが、今度は学校現場でもそれが使えて、校長先生を通じて保護者会等でプレゼンができてくると、どこの学校も同じようなことを話せる、あるいは理解が統一するという意味で進むかなと思いますので、指導室長には申しわけないのですけれども、ぜひ、そのあたりも工夫していただければと思います。

指導室長 かしこまりました。

青木委員 1つよろしいですか。

教育長 どうぞ。

青木委員 そのときをお願い事があって、顕在化した問題が1つあるので。昨日、一昨日、ニュースをにぎわせていた「まとめサイト」の問題なのですけれども、調べる学習などをやるのはいいのですけれども、ネットに載っている情報が全て正しいと思っている方がやはりいらっしゃると思います。

先生の中にもいらっしゃると思うので、やはりアクティブ・ラーニングの中で、本当にそこに載っている情報が正しいのかどうかを検証させるような、そういうプログラムもどこかで入れていただくといいなと思います。

いわゆるコピー問題というようなもので、明らかにおかしい、論理的におかしいようなものでも、今は大学生ですら信じてレポートにまとめてきますね。これはやはり小学校からそうではないという癖をつけないといけないとなると、その辺をぜひアクティブ・ラーニングの中に入れていただけるとありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

上野委員 先ほどご紹介がありました柔道の受け身の話で、昨年、その小学校だったと思いますけれども、縄跳びを撮っていたときの印象が非常にありまして、体育の現場を見まして、バスケットも、多分、シュートのところも、まさしく今話しているアクティブ・ラーニングというのは、あの段階からのスタートだと思うんですね。

できる子が、できない子がなぜできないかというのを映させてもらったのですけれども、問題点というのは出てこないのかなと思うのですけれども、今、我々も、大学でいざ使うと思ったら充電できていないと。

あの場で、充電をするのに1つのボックスの中に全部入れるんですね。その電気量について言っておられたのですけれども、今後の展開として、色々とそういう問題点がいっぱい出てくるのかなと思うのです。

例えば1人1台になったときに、いざ使おうと思ったら充電できていないというようなところから整備していかないと、非常に難しいのかなと思うのですけれど

ども。

教育支援センター所長 一応、充電はひと晩で次の日使えるような状態にはなると業者から聞いています。

ただ、バッテリーが消耗してしまって、時間がたってくると充電しにくくなるということもあるのですが、リースですから、取りかえを途中でしていただける契約になっております。時期を見て入れかえを行っていきたいと思っているところでございます。

教 育 長 あともう1つ関係するところでは、授業の中で、ネットから、例えば画面というか、VTRみたいなのを引き出したときに、なかなかつながらないとか、あるいは学校の中で幾つか同じようなものを引き出すとなるとつながらないというような、そういうトラブルが、実際、昨年あったようなのですけれども、センターの方で検討していただいて、よくなってきていると聞いています。

教育支援センター所長 今年度、線はかなり太くして増速できるようにしているので、昨年よりはよくなっているとは思いますが。確かにNHK for Schoolなど、一気に学校で使われると、そういう問題もあります。また、逆にNHKの方で状況を改善していかなければいけない部分もあるのかなと私どもは思っているところです。

教 育 長 青木委員、どうですか。

青 木 委 員 やはりそういうのはどこでも起き得るんですね。

それで、特に1つ例を挙げると、例えばコンピューターでネットにつながったものが、我々は「魔の水曜日」と言っているのですけれども、マイクロソフトが今ネットワークからOSをアップロードというか、OSの更新をするというのが、毎週、月の第2水曜日とかと決まっているものがあるのです。

そのときは、PCがネットワークにつながっていると全部勝手に更新しますので、全体につながりにくくなって授業が成り立たないことも間々あるんですね。

そういうような話が実際にネット上に今いっぱいあるので、その辺を勘案しておくと、例えばなのですけれども、「バッファ」という言い方をしていますけれども、もう既に見る教材みたいなものを、一旦、学校の中のサーバーコンピューターにためておいて、そこから見えるようにすれば、要するにネットから、外からとってくるのがないので、スムーズにつながるといような考え方なので、そういうようなものを配備するといようなことで緊急対応となっているといようなことができるようにしておけば、授業に支障なくできるようになります。

非常にその辺は、大学の100人教室とか、場合によっては200人教室のよような授業では大きな問題になっているので、幾らネットを太くしても解決できない問題になっているので、この辺はやはり今後もずっと課題になっていくと思います。

教 育 長 ありがとうございます。そのほかは、いかがでしょうか。

松 澤 委 員 1点だけ。長瀬達也議員のところの、老朽家屋の危ない、建築の危ないところの話が出ているのですけれども、最近、工事の箇所がかなり増えていまして、通学路にぎりぎりのところで建築をされている場所が多いのですね。

非常に安全面で注意はされているとは思いますが、そういった箇所というもの把握というのは、今までどういった形で把握されているのかということと、あとはそういった安全面の注意というのは各学校でされているのかということをお聞きしたいのですが。

指 導 室 長 通学路の状況については、日々、状況が刻々と変わっていくことがあります。

したがって、組織的に、定期的に点検をするということも確かに行っているのですが、例えばPTAの校外パトロール委員会なども行っている、定期的にする部分もありますけれども、多くの情報はやはり町の方から、例えば交通安全にご協力いただいている見守り隊の方や、保護者の方からも情報をいただきながら、そして教員の方が確認をしてということで情報を受けています。

子どもたちの指導ということでは、急に工事が始まったとか、あるいは最近コインパーキングが急にできたり、そこを突っ切って歩く子どもがいるなどという情報もありますので、そういった情報が寄せられると、学年での指導、または全校での指導を行ったり、月に1回、安全指導というのを学校は行っていますので、そのときに指導するというようなことで、随時、交通安全指導等も行っているところです。

教 育 長 ありがとうございます。学校によっては安全マップをつくっているところも結構ありますよね。

指 導 室 長 安全マップについては、防犯や交通安全も含めて、子どもたちも実際に学習として、地域を回りつくっている学校もあります。

施設整備担当副参事 区の動きとしては、老朽建築物に関しましては、余りひどいケースですと除却できるような、条例化を都市整備部で進めています。課題のある場所を示すマップもつくっていて、勧告ができるような制度をつくっている最中です。

一方、一般的な工事に関しては、大規模な建築物指導要綱というものがあるのですが、該当する物件に関しては行政指導で、安全対策を講じるようにという仕組みはできているんですね。

一番不安に思われるところというのは、戸建の住宅ですとか、開発行為というような、まとまった建て売りのような場合かと思えます。同様に、行政指導は入るのですけれども、一戸一戸のお宅の場合におきましては通学路に出るようなケースも考えられるので、そのあたりは今後の課題として捉えております。

教 育 長 よろしいでしょうか。今の話と関連するのですけれども、このところ、高齢者も含めて、交通事故というところでも、通学路の危険箇所というところあたりは、再度、学校の方でも確認をするようお願いしたいと思います。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

2. 文教児童委員会運営次第（H28. 11. 10）

(資料・次長)

教 育 長 それでは、報告2「文教児童委員会運営次第」について、次長から報告願います。

次 長 それでは、資料をご覧いただきたいと思います。

11月10日に開催されました閉会中の文教児童委員会でございます。

報告事項は、所管事項ということで、教育委員会の動きについて、17回と18回の教育委員会の報告をいたしました。

また、特別区人事委員会勧告の概要について、こちらも教育委員会で報告をした内容を報告させていただきました。

3つ目、入学予定校変更希望制における応募状況についても、教育委員会に報告したものを報告いたしました。委員の中から出たご意見でございますが、学校選択制のときと制度が変わって、入学予定校変更希望制に変更して、どのような効果があったのかというようなご質問がございました。

平成28年度に制度変更をいたしまして、通学区域内の就学率が年々上昇してきておりまして、大きな効果が出てきていると思っております。

通学区域内の学校の入学が望ましいと区では考えておりますので、引き続き、周知に努めていきたいとお答えしてございます。

また、小学校、中学校ともなのですが、受入可能数よりも住民登録者数の方が多いた学校がある。特に中学校でそれが顕著に表れているけれども、どのように対応しているのかというご質問でございます。

これについては、私立中学等への就学の傾向というのがございまして、大体2割ぐらいのお子さんが小学校から中学校に行くとき区立以外に行かれているという状況がございまして、その傾向を踏まえて、また、それぞれの学校で地域的に状況も違いますので、抽選校とするか、逆に受け入れるかというようなことで対応しているとお答えしてございます。

4番目、(仮称)史跡公園整備構想委員会の設置についてでございます。

こちらについては、検討委員会の設置を報告したところでございますが、土壌汚染対策についてご質問がございまして、どこまで進んでいるのか、あるいは費用負担はどうなるのかというようなご質問がございました。

また、今後の見通し等についてもご質問が出ているところがございます。
内容については以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

3. 人事情報（都費職員・平成28年11月分）

(指-1・指導室)

(区費職員・平成28年11月分)

(総-1・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告3「人事情報」について、初めに都費職員について、指導室長から、続いて、区費職員について、教育総務課長から報告願います。

指 導 室 長 それでは、まず、都費職員について。

「指-1」でございます。

1番、正規職員についてです。

11月末の教職員数は、括弧の休職者なども含めて総勢1,819人となります。
11月9日の報告時よりも2名減となっております。

2名減の理由ですけれども、2名とも退職ということであります。

ただし、1人は10月31日付退職であったのですけれども、書類の事務上、
11月9日の報告には間に合わなかったということで、ご報告しておりませんで
したが、11月末時点では2名の減ということになっております。

休職者等は全体として119名で、先月に比べ、4名増えています。

内訳といたしましては、増えた要因として5名、病気休職に入った者が1名、
育児休業に入った者が4名です。

減った要因として、病気休職中の教員の死亡退職ということで1名減というこ
とで、結果として4名休職者等が増えたこととなります。

期限付任用教員についてですけれども、10月末時点から変更はございません。
以上です。

教育総務課長 続きまして、教育総務課から、区費職員、平成28年11月分の報告です。

資料は「総-1」です。

まず、一般職員、再任用職員、再雇用職員です。

総計欄ですけれども、前月末182人で、今月末182人ということで、増減
がありません。

次のページをおめくりいただきまして、非常勤職員の欄です。

こちら、合計欄、前月797人、当月797人と増減はありませんが、ただ

し、内訳で若干の増減がございます。

最初に、学習指導講師です。

こちらは合計で1名増員でございますが、桜川中、赤塚三中の2名増員に対して、板橋四小が退職により1名減ということで、都合1名増です。

また、特別支援学級介添員につきましては、赤塚一中で退職1名、1名減となっております。

説明は以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 学校用務業務の新規委託校について

(学一1・学務課)

教 育 長 それでは、報告4「学校用務業務の新規委託校について」、学務課長から報告願います。

学 務 課 長 それでは、平成29年度学校用務業務の新規委託校についてでございますけれども、初めに、この学校用務業務委託につきましては、組合との交渉の関係もありまして、最終的に12月6日、一昨日に提示をさせていただきました。

そのため、事前に資料が配付できなかった点についてはご了承いただければと思います。

それでは、資料は、「学一1」をご覧くださいと思います。

平成29年度学校用務業務の新規委託校について決定いたしましたので、ご報告いたします。

項番1の定期清掃業務委託校は、記載のと通りの8校でございます。

いずれも定数は2名ですが、平成29年度から学校用務の定数が1名になりまして、残りの1名分を清掃業務として委託いたします。

次に、項番2の学校用務業務委託校は記載のと通りの4校でございます。

いずれも定数は2名ですが、平成29年度から定数がゼロになりまして、清掃業務を含めまして、学校用務業務を全て委託いたします。

項番3の委託校の選定理由です。

委託校は、次の事項を総合的に考慮し、決定いたしました。

1つ目が、定期清掃業務委託を新たに8校で実施し、1名残る用務職員については、学校環境整備の担い手及びチーム学校の一員としての人材活用と活躍を図ります。

2つ目が、大規模校における学校用務業務委託を新たに4校で実施し、校地建物構造等の特殊性への対応、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」

に基づく業務を一体的に行ってまいります。

こちらの4校は大規模校でありまして、1名の直管用務職員での対応が難しいということも含めまして、清掃業務と一体的に委託をいたします。

なお、今回の新規委託によりまして、平成29年4月1日現在で、学校用務業務委託は78学校園中33校となります。また、定期清掃業務委託は13校ということでございます。

ご報告は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 では、私の方から1点。1名残る用務職員については、学校環境整備の担い手及びチーム学校の一員としての人材活用と活躍を図る。これはすごく重要なことだと思うのですが、経営支援部が来年度から全校というところでは、こういった方を経営支援部に入れることによって、いわゆる学校への参画意識というのが高まってくるのかなと思うんですね。

ルーチンでやればいいのかではなくて、やはり新たな仕事とか、あるいは委託者をリードしていくという意味では、経営支援部との関係というところも、ぜひ、配慮していただきたいなと思います。

教育総務課長 職員団体、労働組合との交渉の中で、私どもから残った用務職員については直営職員としての自覚を持ってやっていただきたいという話をし、労働組合側からもその部分については同意をいただきまして、研修も含めて、しっかりとチーム学校として、一体として自覚を持ってやっていきたいという話もありました。区側としましても、用務職員のモチベーション向上に重点的に取り組んでいきたいと思っております。

教 育 長 そうすると、やはり校長先生方にもそのあたりの思いをお伝えしていただければなと思いますので、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

5. スクールソーシャルワーカー活用ガイドラインについて

(支-1・教育支援センター)

教 育 長 では、報告5「スクールソーシャルワーカー活用ガイドラインについて」、教育支援センター所長から報告願います。

それでは、資料「支ー1」をご覧くださいければと思います。

スクールソーシャルワーカー活用ガイドラインについてで、このたびスクールソーシャルワーカー活用ガイドラインを作成し、教員1人あたり1冊お配りするよういたしました。

この作成・配布の目的でございますが、スクールソーシャルワーカーの職務について先生方に知っていただき、スクールソーシャルワーカーの強みを生かした活用をしていただくためでございます。

ガイドラインの内容の一部ですが、これからご説明させていただきます。

ガイドラインの1枚目、これがガイドラインの表紙です。

2枚目、こんなことで悩んでいたら連絡くださいということの紹介の部分です。

1ページになりますが、目次となります。

内容は大きく4点でございます。

1点目は、スクールソーシャルワーカーとはどんな仕事をする人か。

2点目が、スクールソーシャルワーカーの学校支援はどのように行われているのか。

3点目としては、実際の対応事例。8事例でございます。

そして、スクールソーシャルワーカーがつなげる主な機関を載せております。

2ページをご覧ください。

スクールソーシャルワーカーの職務を知っていただくために、文部科学省が定義しているものを載せております。

少し、ここだけは読ませていただきます。

1番の上から3行目のところ。

問題解決は、児童生徒、あるいは保護者、学校関係者等の協働によって図られるということ。

それから、スクールソーシャルワーカーは、問題解決を代行する者ではなく、児童生徒の可能性を引き出し、児童生徒が自らの力によって解決できるような条件づくりに参加するというスタンスをとるということ。

2といたしましては、2行目の終わりのところ。

個人が不適合状態に対処できるよう、個人の力量を高めるように支援すること。あるいは、環境が子どものニーズに応えることができるように調整する役割であるということ。

これがスクールソーシャルワーカーの職務として定義されております。

この定義に沿って、次のページ、3ページの(4)にあります仕事を行っております。仕事の内容は、大きく4点ございます。

①は、問題を抱える児童生徒の置かれている環境への働きかけ。

②としては、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整。

③としては、学校内における支援体制の構築及び調整。

そして、④といたしましては、区立学校における保護者及び教職員に対する支援、相談及び情報提供となっております。

次に、5ページをご覧ください。

スクールソーシャルワーカーの学校支援の手順でございます。①校長が出席する校内委員会等での検討によって、スクールソーシャルワーカーの派遣実施要請をお出しいただくということ。

そして、③でございますけれども、派遣決定をセンターが行い、その上でスクールソーシャルワーカーが訪問するという。そのときには、④でございますように、それぞれ子どものことについて分かる情報を収集し、整理しておいてほしいということ。

そして、実際にスクールソーシャルワーカーが派遣されたとき、⑤ですが、このときには、管理職、担任はもちろんですが、その他、対象の児童生徒の状況について把握している方に出席していただくようお願いしているところです。

続いて、6ページ。

スクールソーシャルワークのプロセスですが、まず①は聴きとりで、情報収集を行います。これは主訴の背景にある問題を明らかにするためでございます。

続いて、②の評価・分析ですが、これについては、問題の背景や要因を明らかにして、その要因を明確にすることによって、次の支援計画を立てられるようにするためです。

③が支援計画の立案になります。

そして、④としては、その支援計画をそれぞれ関係者が役割分担をして、実行するという。こと。

⑤の振り返りですが、それぞれ関係者が実行したことについて、その結果を集約して、それをもとに分析を行うということ。

この振り返りによって、対応策が十分でなかったのか、それとも要因が適切ではなかったのかといったことについて分析を行い、また、支援計画を立案、実行ということになります。

こういったことを行いながら、スクールソーシャルワーカーが問題解決に向けて取り組んでいくということになります。

続いて、実際にその対応事例についてご説明いたします。

8ページです。

対応事例でございますが、そのタイトルにありますのは、子どもにかかわる問題で、特に主訴となるものを取り上げて表題をつけております。

このネグレクトによる不登校の事例というのは、不登校が大きな主訴となっておりますが、その要因としてネグレクトが挙げられているということでございます。

事例の構成につきましては、「事例の概要」、そして、「対応の概要」、「成果」という3つの構成で行っております。

この対策の概要、それから事例の概要ですが、時系列で書いていきますと大変分かりにくくなりますので、先ほど申し上げた評価・分析して支援計画を立て、実行して、さらに結果を集約・分析して、また支援計画を立てていくといったものを取りまとめて書かせていただいております。

このネグレクトによる不登校の事例ですと、この要因としては、保護者、父の

子どもへのかかわり方が問題となりますし、また、その対応の中で、学校内における支援体制が十分ではなかったというようなことも分かりました。そこで、学校へのかかわり方、そして、子ども家庭支援センターへのかかわり方について記載させていただいた次第です。

このスクールソーシャルワーカーのかかわりによる成果としては、父が養育義務を再認識し、生活リズムの改善に向け積極的になったということ。

2つには、学校と保護者が連絡を小まめに取り合い、登校支援をするなど、努力をしているということ。本人も少しずつスクールソーシャルワーカーに対して話をするようになったということが挙げられます。

まだ解決しているわけではありませんが、続けてかかわっていくことによって、この不登校というような問題、それから要因となっている保護者、父親の子どもへのかかわり方の改善を図っていききたいという事例でございます。

もう1つ、事例を説明させていただきます。

これは、突然、不登校になった事例でございます。

対策の概要でございますが、スクールソーシャルワーカーが本人と何回かかかわっていく中で、不登校のきっかけをつかんだということです。

この事例は環境の改善というよりも、本人の力を引き出すことによって、2カ月後には学校を1日も休まずに登校できるようになったということです。

不登校のきっかけは、思うように成績が伸びなくなって、勉強に息切れを感じたということでございます。

こういった不登校の理由というのは本人も分からない場合が多いので、引き出すことがなかなか難しいのですが、理由が分かったことによって様々なサポートができたということです。

次の10ページは不登校の事例ですが、これも本人の力を引き出したり、それから子どもの置かれた環境にある母親、それから兄の暴力、そういったものについて対応したことで、本人の志望高校が明確になって目標を持ったこととあわせて、前向きに勉強に対して取り組むようになった事例でございます。

以上、こういった事例は、先生方や学校が子どものかかわり方や保護者とのかかわりが学べるように、それからスクールソーシャルワーカーにしかできないこと、それから学校しかできないこと、そういったことについてつかんでいただき、協力して問題解決に当たってほしい、そういった願いを込めて様々な事例を挙げさせてもらった次第です。

最後のページになりますが、16ページ、17ページにはスクールソーシャルワーカーがつなげる主な関係機関について掲載させていただいております。

報告は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 私は、3番の対応事例のところが大変参考になりました。各校で似た問題を抱えていらっしゃるケースもあると思うので、ぜひ、先生方にはこの冊子を読んで

いただいて、SSWを積極的に活用していただきたいなと思いました。

これを見ていて、関係機関というところで、民生委員、児童委員というところで、先日、主任児童委員の方と少しお話をしたのですけれども、PTAを経験した方になっていらっしゃるケースもありまして、福祉の方と、教育委員会と所管が違うので、もっと学校と密接にかかわっていききたいというようなお話を伺いました。

子どもの成長に伴って、学びのエリアですとか、小学校から中学校に行って問題が継続していく場合とかがあるのですけれども、担当が外れてしまったり、また、そういう情報をもっと共有できるのではないかということで、もう少し教育委員会と、学校と、学校1校1校ではなくて、全体として何か情報が共有できるともっと子どもたちの情報をつかんで動けるのではないのかなというようなお話を先日しましたので、その辺も、このスクールソーシャルワーカーに掛けて意見を言わせていただきました。

教育支援センター所長 昨年度、スクールソーシャルワーカーを配置いたしましたときに、主任児童委員の方とお会いして、そういった話をする機会は設定いたしました。この後、行っておりませんので、定期的にできるように、考えてまいります。ありがとうございます。

高野委員 お願いいたします。

青木委員 大変よい取り組みだと思いますし、先生方にもこういう救いの手というような、もちろん事例も含めてあったと思うのですけれども、私たちも職場の中で、こういう事例をそれぞれ若い先生を中心に、研修会という形で四半期ごとに行ったりしているのですけれども、問題はこういうものを実際に教える側の生徒さんとかの問題だけではなく、先生自身が問題を抱えている場合があるということがありまして、今、職場ではメンタルヘルス診断をやり始めているんですね。

今度は、先生自体が本当に色々悩みを抱え過ぎて精神的に追い詰められてないだろうかということを見ながら、さらにこういう相談につなげていくような動きをやっているのですけれども、先生方に対してはどのようなケアを、例えばソーシャルワーカーが先生方の対応をするという事例があるのでしょうか。

教育支援センター所長 スクールソーシャルワーカーは児童生徒の抱える問題を解決するためにその条件づくりにかかわっているのです、できる限り子どもとのかかわり方について、ソーシャルワーカーが加わった中で情報提供して、先生方のかかわり方について考えていただくとか、そういったサポートをしております。

なるべく学校とは情報を共有し合いながら、一緒に問題を解決するというスタンスをとっております。

学務課長 これは今年度から初めて取り組むという事例がありまして、労働安全法が一部

変わりまして、ストレスチェックという制度が実施されました。

区の職員も今年度実施しましたし、学校の先生も、今年度、実は初めて実施いたしまして、8月か9月に調査を行いまして、今、集計作業をしておりますけれども、157項目のチェックシートでチェックしていただいて、高ストレス者の方に対しては、産業医の面接があるという形になっていますので、そういう形で学校ごとに高ストレス者を把握いたしまして、メンタルヘルス不調にならないように取り組みたいと考えております。

青木委員 ありがとうございます。我々も全く同じことをやっています。

指導室長 指導室からも、教育委員会訪問として学校を訪問する際にも、その資料の中に、各先生方がもし何かストレスを感じ、相談したい場合の窓口はこういう窓口がありますよと伝えていきます。東京都全体でも設けています。

また、一緒に行っている教育支援センターのアドバイザーや、学校経営アドバイザーからも、私たちにも相談できますよというようなことでご案内をしています。

新規採用者、初任者についても、東京都の方からメンタルヘルスについてはこのような仕組みがあるというご案内をしているところです。

青木委員 ぜひ、多くの先生により伝わるように働きかけをお願いします。
ありがとうございます。

教育長 そのほかに、いかがですか。

私の方は、このガイドラインを読んで、本当にSSWの重要性、つまりアウトリーチできることの重要性というのが、今まで教員が家庭に行くことはできても、そこから先につなげる、いわゆる専門機関等、あるいは福祉部とかそういうところにつなげるということができたことによって、本当に成果が上がってきているなと思っています。

6ページのところに、その辺を理解して、加味してというところで、最後に振り返りでうまくいかなかったときは書いてあるのですが、うまくいっているときのやはりフォローアップの継続というところをきっちりと意識していかなないと、うまくいっているからそこで切ってしまうということはないのでしょうかけれども、継続的に支援していくというような意味合いは、ぜひ残しておいていただければと思います。

それから、もう1つですけれども、例えばこのガイドブックは教員対象ですが、場合によっては、悩んでいる保護者に渡して、こういう、つまり制度自体の概要はあるのだけれども、それに対して、まだ学校に拒否反応を示している保護者は、こういうのを読むと、「ああ」というようなところがある。特に問題はないですね、保護者にお渡ししても。

教育支援センター所長　そうですね。保護者が見て分かるような形で、もう一度、再構成するなどしながら、教育支援センターにおいて自由にとっていただけるようにするなど検討してまいります。

教　育　長　　これでも学校が必要に応じて保護者に渡して、こういう制度がありますというのはとても参考になるのではないかなと思うので、わざわざ作り直すのは大変でしょうから、うまく活用していただければなと思います。

松　澤　委　員　　質問ですけれども、学校と保護者の間に入るというような認識でよろしいのでしょうか。

教育支援センター所長　問題の解決は学校が中心になっていくということには変わりがないと思うのです。ただ、この定義にもございますように、子ども自身が環境を変えていくように力をつけるということもあるし、その一方で、環境を変えることによって子どもが今の状態でも力を発揮できるという両方の部分があると思います。

環境を変えていくという部分については、やはり学校でというよりも、スクールソーシャルワーカーの方が色々な関係機関との連携についてノウハウを持っているので、すごい力が発揮できるのかなと思っています。

子どもの力を高めるというのについても、その聴きとりの中で、スクールソーシャルワーカーが色々な子どもの悩みを聞いたときに、それを学校にお伝えすることで、学校がまた新たな取り組みができるということでは、間に入っているとも思っています。

松　澤　委　員　　子どもとスクールソーシャルワーカーがお話をして、親御さんは入ってこられるわけですか。お子さんと親御さんと一緒のケースというのものもある。

教育支援センター所長　一緒の場合もありますし、または一緒でない方が話ができるので、別々に聞くこともあります。

松　澤　委　員　　そちらの場合、親御さんに問題があった場合ですと、お子さんと学校が連携して、そういった形でよろしいかと思うのですが、例えばですけれども、親御さんとお子さんと学校の環境の問題で悩んでいらっしゃる方の場合、学校が間に入ることに拒否反応を示している親御さんがいた場合に、スクールソーシャルワーカーが間に入ることによって、学校と保護者、そして子どもというのをつなぐということも、例えばですけれども、いじめの問題、クラスの問題であったりすると、学校に知られてしまうということもすごくあると思うのです。

そういった方の場合は、スクールソーシャルワーカーが学校の後ろにいらっしゃるときと、あと、その保護者と学校の間に入る形ということで、そういったことも可能であれば、非常に保護者の方が納得をしていただいて学校の方にも来ていただけるというようなことにもつながるのではないかなと思いますので、そう

いったパターンというのは、多種多様になってくるかと思imasので、そういった面で、せつかくのこういった良い仕組みです、そういった対応の仕方も色々なパターンを見ていただいて、良いやり方を見出していればいいのかなと思imasました。よろしくお願いいたします。

教育支援センター所長　ただ、スクールソーシャルワーカーが子どもとの関係、保護者との関係で知り得た情報については、それを学校に伝えていいのかということは、確認をとった上で、いや、それは伝えてほしくないのだということについては伝えないというスタンス、それは守っております。

松澤委員　ありがとうございます。

教育長　よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

6. 板橋区立郷土資料館の臨時休館について

(生－1・生涯学習課)

教育長　それでは、続きまして、報告6「板橋区立郷土資料館の臨時休館について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長　それでは、資料「生－1」をご覧ください。

平成29年1月17日から1月20日までの期間、特別展の準備をするために臨時休館とさせていただきます。

本件につきましては、教育委員会の告示及び広報いたばし、そして郷土資料館のホームページにおきまして周知いたします。

説明は以上でございます。

教育長　質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

7. 郷土資料館特別展「武具繚乱－関谷弘道氏甲冑刀剣類コレクションを中心に」について

(生－2・生涯学習課)

教育長　それでは、続きまして、報告7「郷土資料館特別展「武具繚乱－関谷弘道氏甲冑刀剣類コレクションを中心に」について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、資料「生－２」をご覧ください。
非常に読みにくいタイトルで申しわけございません。
これは、今、臨時休館をさせていただきまして、準備をしております特別展と
いうことになってまいります。
この関谷氏のお持ちになっている刀剣類、甲冑類、こちらは郷土資料館におき
まして寄贈を受けたものになってございます。こちらのコレクションを一堂に紹
介するという特別展になってございます。
展示期間につきましては、記載のとおり、１月２１日から３月２６日までの６
５日間を予定してございます。
この間、月曜は休館となりますが、３月２０日につきましては、月曜日が春分
の日に当たりますので、休館日を翌２１日に移しての展示とさせていただきます。
開館時間につきましては、午前９時３０分から午後５時までとさせていただきます
まして、郷土資料館の１階の常設展示室及び２階の企画展・特別展示室におきま
して展示をさせていただきます。
観覧料は無料でございます。
展示内容につきましては、記載のとおりとなっております。
周知につきましては、１月２１日号の広報いたばし及び郷土資料館のホームペ
ージなどで行わせていただきます。
また、２ページ目、３ページ目にはパンフレットを掲載させていただきました。
ぜひ、お時間がある場合にはご覧いただきたいと考えてございます。
説明は以上でございます。

高野委員 こちらの方の周知が１月２１号の広報いたばしということですがけれども、この
内容を見ましたら、オープニングイベントで１月２１日の鎧の着付け教室が２１
日の午前１０時からということですがけれども、この辺が少しぎりぎりかなという
感じがしたのですけれども、その前に、臨時休館するのもやはりお知らせが出る
というような話でしたので、その辺でこのオープニングイベントについて載せる
ことは可能なのでしょうか。

生涯学習課長 分かりました。今お話しいただいたように、この甲冑の着付けは大変人気のあ
る事業でございますので、広聴広報課と調整をさせていただいて、時期を前倒し
できるかどうか検討させていただきたいと思えます。

高野委員 せっかくいい企画なので、もし多くの方に知っていただけるといいなと思うの
ですけれども。

生涯学習課長 承知しました。

教 育 長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

8. 第15回櫻井徳太郎賞受賞者の決定について

(生-3・生涯学習課)

教 育 長 では、報告8「第15回櫻井徳太郎賞受賞者の決定について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、資料「生-3」をご覧ください。

第15回目となります櫻井徳太郎賞の受賞者が決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

応募状況です。

一般の部につきましては、6編の応募がございました。

高校生の部につきましては32編、小中学生の部は31編の応募がありました。

内訳としましては、小中学生の部ですが、小学生が7編、中学生が24編という状況になっております。

そのうち区立の小中学生は8編の応募がございました。小学校4編、中学校4編という状況になってございます。

これら応募された作品につきまして、第1回審査会を10月31日に、第2回の審査会を12月2日に行いまして、2ページ目にございますとおり、受賞者が決定したというものでございます。

なお、受賞式につきましては、年が明けまして、3月11日土曜日の午後2時から、区役所9階の大会議室で行う予定となっております。

では、受賞の内訳でございますが、一般の部につきましては6編応募がございましたけれども、今回につきましては、櫻井徳太郎賞に該当する案件はなかったという結論になってございます。

高校生の部は、最優秀賞が1つ、優秀賞が1つ、佳作が4つという状況になってございます。

小中学生の部でございますけれども、最優秀賞が1件、優秀賞が3件、佳作が6件という状況になってございます。

この一般の部でございますけれども、今回、該当なしとなった理由ですが、審査員の皆さんは相当悩んで採点していただきました。そして、最終的には2件残ったところなのですが、その中で、もう少し内容について充実させてほしいという意見、それから大賞には届かないけれども奨励賞という形ではどうだろうかという議論を経まして、各委員、相当時間をかけて議論していただきましたが、最終的にはこちらの賞に該当するものはないという判断に至った次第でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

昨年の反省として、やはり区内からの出品が少ないということなのですからけれども、今年も昨年よりは増えたのかとは思いますが、振り返って生涯学習課としてどうでしょうか。

生涯学習課長 昨日、定例校長会がございまして、その中で、各学校に対しまして、応募していただけるように協力の要請をさせていただきました。

また、校長会とも協議をしてまいりましたが、この櫻井徳太郎賞は非常に手間がかかるということで、お子様に取りつきにくいと。学校としても、様々な宿題、例えば夏休みの課題などが多い中、こちらの指導になかなか手を割けないという課題が見えてまいりました。

それで、場合によってですが、今後、校長会の後、協議してまいります。重点校などを指定して、そこに対して協力を求めていってはどうだろうかというお話もいただいているところです。

そういった取り組みを踏まえまして、あるブロックごとに巡回させて応募を促していく。もしくは私どもの学芸員などから様々なレクチャーをさせていただくなどの、そういった工夫をしてみたいと思っているところです。

また、来年度が櫻井徳太郎先生の生誕100年という節目の年でもありますので、櫻井徳太郎賞、内容としては非常に高度なレベルに達しているということがありますので、改めてこれに応募しやすいような入門編のような事業を展開してはどうだろうかということで、そちらの方も、今現在、検討を進めておるところでございます。

非常にこれは民俗学ということで、身の回りのことに興味を持ついい企画になるということでございますので、より多くの応募が得られるように、また、応募しやすいような環境を整備していくということを視点に、今現在、検討を進めているところでございます。

教 育 長 区、教育委員会主催ということも含めて、そのほかにもあるのですけれども、ぜひ、学校側にやれではなくて、学校側にこの徳太郎賞の趣旨ですとか、あるいは具体的な作品を周知して、積極的な応募が、たくさん応募が出るような工夫をお願いしたいと思います。

高 野 委 員 今、重点校の話があつたのですけれども、高校の部はもう逗子開成はずっと応募されていまして、昨年、竜ヶ崎第一高校が受賞されて、指導する先生が熱心にやっつけているのかなと思うので、重点校をつくるということは、私も広まっていく1つのきっかけになるのではないかなと思いました。

それと、あと小中学生の部でいうと、この三園小学校の方も、小さいときから何回も応募してございまして、決して高度な難しい内容ではなくて、子どもらしい、かわいらしい作品がずっと受賞してきているので、そういうものも、今度、ぜひ読んでいただいて、校長先生方とか指導に当たられる先生にもその作品を見ていただいて、こういう取り組み方でも大丈夫なんだなということで、ハードル

を下げるということではないのですけれども、間違ったイメージがついている部分もあると思うので、そういう意味で、正しく賞の内容について知っていただける、文集なども学校に配って読んでいただける機会があるといいなと思っています。

生涯学習課長 ありがとうございます。今、高野委員からお話しいただきましたけれども、私どもは、この受賞作品につきましては、冊子にまとめて各学校にお送りしていましたが、今回、先生方とお話しした中で1つ課題が見えてまいりました。

私どもが学校にその作品集をお送りすると、それが静かに図書室の中に行ってしまうと。先生方が読んでくれないという状況が見えましたので、ぜひ、これを読んでいただきたいという旨を改めてお話しさせていただいたところです。

あと、こちらの着眼点ですね。内容が高度というのも1つの採点の基準にはなりますけれども、目のつけどころ、それから子どもらしさ、自分の発想で物事を調べていく、実際に足を使って現地を見に行く、そういった行為につきまして、今現在、配点の割合を増やして、その取り組みを評価しているという状況にもなっているというところがございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

9. 第13回板橋音楽祭ジュニア2016の実施結果について

(地-1・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、報告9「第13回板橋音楽祭ジュニア2016の実施結果について」、地域教育力担当部長から報告願います。

地域教育力担当部長 それでは、「地-1」をご覧ください。

第13回板橋音楽祭ジュニア2016の実施結果についてでございます。

開催は平成28年11月5日土曜日、区立文化会館大ホールで行いました。

内容は別紙のとおりでございますけれども、中学校23校の吹奏楽、それから中学校7校による連合合唱、それから中学校5校による華道の生花の展示、それから中学校4校による茶道のお点前がございました。

来場人数は3,000名。

主催はそちらに記載のとおりですけれども、特に東京板橋ロータリークラブの皆様が中心になりまして準備等を進めてくださいました。

ご報告は以上でございます。

最後は、情熱大陸の合奏がありまして、非常に盛り上がったということがございます。

以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

昨日、やはりロータリークラブの方から、実は第1回はこのロータリークラブが全額出してスタートしたという経緯があって、当時の区長が、それではということで、2回目からという話を伺いました。そのロータリークラブの方々は、私も今回行ってみたら、朝、準備から、しかも最後は片づけ、年配の方が椅子、テーブルを持って片づけたりする姿を見て、やはり我々ももう少し周知等も含めて管理体制をとっていかなくてはいけないのかなということを感じました。よろしくお願いたします。

○報告事項

10. 「平成28年度板橋区青少年表彰」被表彰者について

(地-2・地域教育力推進課)

教 育 長 では、報告10「平成28年度板橋区青少年表彰」被表彰者について」、地域教育力担当部長から報告願います。

地域教育力担当部長 それでは、「地-2」の資料をご覧ください。

平成28年度板橋区青少年表彰の被表彰者についてでございます。

被表彰者は、個人10件、団体7件ということで、別紙のとおりでございます。審査会の概要ですけれども、28年11月14日に行われました。

審査方法ですが、板橋区町会連合会代表、それから社会福祉協議会の代表のほか、そちらに記載のメンバーで行いましたが、中身としましては、活動の継続性ですとか、努力性、地域貢献性の3項目を中心に審査を行ったというものでございます。

審査結果でございますが、応募件数17件、個人10件、団体7件について審査を行った結果、全件表彰するに値するという結論に至りました。

表彰式は平成29年1月22日の日曜日、文化会館小ホールで行います。

表彰式の次第でございますけれども、第1部として平成28年度の板橋区青少年表彰の表彰式を行いまして、あわせて第2部で中学生ボランティアフォーラム、こちらと一緒に開催させていただくということでございます。

以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 被表彰者の一覧表を拝見いたしまして、個人の方の1番の方は、昨年、図書館を使った調べる学習コンクールで最優秀賞をとられて、成増の里神楽のことをずっと書いていたので、私もそれを拝見して、ずっと長いこと活動を続けていらっしゃるのを知りましたので、今回、このように受賞されて大変よかったと思います。

あと、団体の方も、神田流の弥生囃子も、今回、弥生小学校の周年で、そこで

練習してきた子たちがご披露してくれたり、この成増の里神楽についても、成増ヶ丘小学校の周年で発表があったり、そういった地域の中で活躍している子たちがこういうことで表彰されるというのは大変よいことだと思います。

ここの行為の種別というところで、1つ。

その2つについては自然及び文化財の保護というくくりになっているのですが、同様に、例えば上板橋小学校のときには、地域の大人の方から、阿波踊りをずっと習ってやっている方とか、あと蓮根小学校の周年のときには、太鼓を地域の方に習ってずっと伝統的なものをつなげてきたとかと、そういうこともありましたので、ここで文化財の保護ということになると、やはり板橋区の中でも限られてきてしまうのではないかなと思います。

例えば民俗芸能にすると、神田流の囃子が2つと、あと里神楽と、それからあと四ツ竹踊りとかというように限られてきてしまうので、板橋区全体でいうと、地域に伝わるそういったものを大人の方に教えていただいて続けているという行為もあるのかなと思いますので、文化財を守ることの方がこの趣旨に合っているのかどうかというところを、一度、ご検討いただきたいなと思いました。

地域教育力担当部長

ありがとうございます。どういった方にこの賞をといるところも、高野委員がおっしゃったように、できるだけ広く、色々な活動をされている方がこの土俵に上がるというのでしょうか、そういうことが必要なのではないかとすることも委員の方からお話としては出てございましたので、また、そういった行為の種別等についてもどのように考えたらよいのか、また、こういった表彰というのがありますよという周知も広く行わないと、特定の分野に偏ってしまうことがございますので、その辺もまた気をつけていきたいと思っております。

ありがとうございます。

教 育 長

ほかに、よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

11. 平成28年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰の決定について

(地-3・地域教育力推進課)

教 育 長

では、引き続き、報告11「平成28年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰の決定について」、地域教育力担当部長から報告願います。

地域教育力担当部長

それでは、「地-3」の資料をご覧ください。

平成28年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰の決定についてでございます。

この標記につきまして、高島第六小学校学校支援地域本部の活動につきまして

受賞が決定したということで文部科学省より通知がございましたので、ご報告させていただきます。

なお、表彰式は平成28年12月8日木曜日ということで、本日、文部科学省講堂において行われます。

こちらの、高島第六小学校の学校支援地域本部の活動ですけれども、内容といたしましては、学校支援の中身として、授業支援、読み聞かせですとか、スポーツテストの支援、放課後学習支援、体験学習支援、それからキャリア教育等を行っていらっしゃるほか、今度は環境整備という分野で、図書館整備、グリーンボランティア、学校で芝生管理、花壇の整備、美化活動支援、緑のカーテン支援等、それからまた見守り活動の分野では、安全ボランティア、スクールガード、子ども見守り隊といったような非常に多様なことを担っていただいているということでございます。

ご報告は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

高 野 委 員 私も今年の学校支援地域本部の8月のシンポジウムでいただいた資料を拝見したのですけれども、今は実施校が大変増えていて、それぞれ始まったばかりのときは各校の取り組みとかというのが割と分かりやすく知ることができたのですけれども、今、取り組んでいる学校が多くなりましたので、それぞれの具体的な取り組みが見えにくくなっています。高六小も多分今度推薦されるには特徴的な何かがあったのだらうなと思っているんですよ。

ですから、来年度の、シンポジウムのために、高六小の方から、ぜひ活動について発表していただくとか、取り上げていただいて、どんなすばらしいことをやっているのか知りたいなという気持ちが出ましたので、ぜひ、そういう機会をつくっていただければと思っています。

地域教育力担当部長 ありがとうございます。やはりそういった長く熱心に活動されていたところの具体的な中身を、また、ほかの学校の皆さんにも知っていただいて、参考にもしていただけたらいいですし、表彰された学校については、また励みにもなるというか、そういうことになるかと思いますので、考えみたいと思います。

高 野 委 員 お願いします。

松 澤 委 員 高野委員と同じで高島第六小学校ですけれども、高島平一丁目町会という地域がありまして、そちらの方の地域の皆さんが防災活動ですとか、そういったことでもすごく熱心にやられていたりするので、あと、やはり芝生化のときも、最初の芝生のときなどは、最初に始めまして、非常に苦勞するのを見てきたので、この長い間、色々されてきた結果がこういったことで評価されたというのは自分と

してもすごく嬉しいなというように思いますので、こういった取り組みを中心に板橋の色々なところでも長く取り組んでいただいている方がいらっしゃると思うので、そういうところに光が当たっていくといいのかなと思います。よろしくお願ひしたいなと思います。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 では、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんでしょうか。

生涯学習課長 前回、教育委員会でご報告しました第4回自由研究作品展の中におきまして、教育長より、各学校の応募状況について知りたいというお話がございましたので、本日、各学校の応募数を表示しまして、机の上に配付させていただきました。以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。
そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、先ほど申し上げましたように、日程第一 議案第53号については、非公開として聴取いたします。

なお、この議案をもって本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴人の方はご退席願ひます。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○議事

日程第一 議案第53号 区議会提出議案及び意見の聴取について

1. 東京都板橋区長及び副区長の給料に関する条例及び東京都板橋区議会議員の議員報酬及び費用弁済に関する条例の一部を改正する条例

(教育総務課)

2. 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(教育総務課)

(非公開)

教 育 長 以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。
ありがとうございました。

午前 11時 30分 閉会